【規程番号　神女大短Ⅰ－019】

神戸女子大学・神戸女子短期大学学生支援センター規程

（設 置）

第１条　神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）に神戸女子大学・神戸女子短期大学学生支援センター（以下「センター」という。）を置く。

（目 的）

第２条　センターは、特別な配慮を要する学生の修学、就労及び学生生活に係る支援業務を行い、関係部署等との相互連携を図ることにより、学生生活をより豊かにするための持続可能なサポート体制を整備することを目的とする。

２　特別な配慮を要する学生には、障がいのある学生等（以下「障がい学生」という。）を含む。

（業務）

第３条　センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 学生等からの各種相談等の受付及び学内外の関係機関等との連携に関する事項
(2) 特別な配慮を要する学生の修学上及び就労等の支援に関する事項
(3) サポート学生の養成、派遣及び支援ツールの貸し出しに関する事項
(4) 特別な配慮を要する学生等に係る教職員からの相談対応に関する事項
(5) 各種会議・研修会の企画運営に関する事項
(6) 学生支援センターの予算に関する事項
(7) 修学支援に関する各種調査に関する事項
(8) その他修学支援等において必要と認める事項

２　前項第 2 号については、「神戸女子大学・神戸女子短期大学障がい学生支援規程」に定めるものとする。

（構成員）

第４条　前条の業務を行うため、センターに次の教職員を置く。

(1) 学生支援センター長
(2) 学生支援副センター長
(3) 障がい学生支援コーディネーター
(4) 学生支援センター事務職員

２　学生支援センター長（以下「センター長」という。）が必要と認めるときは、前項以外の者を構成員に加えることができる。

（センター長）

第５条　センター長は、センターの業務を統括する。

２　センター長は本学専任教員の中から、学生部長の推薦により学長が任命する。

３　センター長の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。なお、センター長が任期の途中で退任したとき、後任者の任期は前任者の任期の残存期間とする。

（副センター長）

第６条　副センター長は、センター長の業務を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代理する。

２　副センター長は本学専任教員の中から、センター長の推薦により学長が任命する。

３　副センター長の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。なお、副センター長が任期の途中で退任したとき、後任者の任期は前任者の任期の残存期間とする。

（運営委員会）

第７条　センターは、第３条に掲げる業務を推進するにあたり、定期的に学生支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を開催する。

２　運営委員会においては、障がい学生支援に係る基本事項、センターの運営及び運営委員会に関する方針等について協議するものとする。

３　運営委員会は、センター及び次の各号に掲げる運営委員で組織し、センター長が召集する。運営委員会の議長は、センター長とする。

（1）センター長
（2）副センター長
（3）各学科・課程から選任された教員各１名
（4）関係部署
（5）その他センター長が必要と認めた者

４　個別の学生に係る支援計画の策定及び調整については、キャンパス毎に開催する学生支援センター調整会議（以下「調整会議」という。）において協議のうえ、センター、学科及び関係部署が連携のうえ対応するものとする。

５　調整会議は、運営委員等の学科教員及び関係部署の職員等で構成し、センター長及び副センター長が招集する。調整会議の議長は、原則としてセンター長、副センター長とする。

６　前２項及び前５項について、センター長が必要と認める場合は、構成員以外の者に出席を求めて意見聴取をすることができる。

（守秘義務）

第８条　構成員は次の各号に掲げる事項について、センター長の許可なく構成員以外の教職員、学生及び学外に漏洩してはならない。

（1）個人情報に関する事項
（2）運営委員会及び調整会議で審議中の事項

（事務）

第９条　センターの事務所管部署は、学生支援センター事務室とし、須磨キャンパス及びポートアイランドキャンパスに分室を置く。

（規程の改廃）

第 10 条　この規程の改廃は、運営委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃にあたり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年 10 月 17 日から施行する。